

八代市議会 3 月定例会議案

（令和 6 年 2 月 2 6 日招集）

目 次

議案第 1 号	令和 5 年度八代市一般会計補正予算
議案第 2 号	令和 5 年度八代市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 3 号	令和 5 年度八代市診療所特別会計補正予算
議案第 4 号	令和 6 年度八代市一般会計予算
議案第 5 号	令和 6 年度八代市国民健康保険特別会計予算
議案第 6 号	令和 6 年度八代市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 7 号	令和 6 年度八代市介護保険特別会計予算
議案第 8 号	令和 6 年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算
議案第 9 号	令和 6 年度八代市診療所特別会計予算
議案第 10 号	令和 6 年度八代市久連子財産区特別会計予算
議案第 11 号	令和 6 年度八代市椎原財産区特別会計予算
議案第 12 号	令和 6 年度八代市水道事業会計予算
議案第 13 号	令和 6 年度八代市簡易水道事業会計予算
議案第 14 号	令和 6 年度八代市下水道事業会計予算
議案第 15 号	専決処分の報告及びその承認について
議案第 16 号	専決処分の報告及びその承認について
議案第 17 号	専決処分の報告及びその承認について
議案第 18 号	契約の締結について
議案第 19 号	財産の取得について
議案第 20 号	訴えの提起について
議案第 21 号	八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
議案第 22 号	八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
議案第 23 号	八代市長等の給与に関する条例の一部改正について
議案第 24 号	組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第 25 号	八代市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について
議案第 26 号	八代市有線テレビジョン放送施設等条例の一部改正について
議案第 27 号	八代市東陽町河俣集会所条例の廃止について
議案第 28 号	八代市振興センター条例の一部改正について
議案第 29 号	八代市報酬及び費用弁償条例の一部改正について
議案第 30 号	八代市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について
議案第 31 号	八代市景観条例の一部改正について
議案第 32 号	八代市営住宅設置管理条例の一部改正について

- 議案第 33 号 八代市空家等の適正な管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 34 号 八代市手数料条例の一部改正について
- 議案第 35 号 八代市介護保険条例の一部改正について
- 議案第 36 号 八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について
- 議案第 37 号 八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 38 号 八代市教育委員会委員の報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 議案第 39 号 八代市心身障害児童生徒就学指導委員会条例の一部改正について
- 議案第 40 号 八代市立学校統合等審議会条例の一部改正について
- 議案第 41 号 八代市企業振興促進条例の一部改正について
- 議案第 42 号 八代市民俗伝統芸能伝承館条例の一部改正について
- 議案第 43 号 八代市漁港管理条例の一部改正について

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求める。

令和 6 年 2 月 26 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

専決処分した事件については、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により
下記の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 1 月 23 日
八代市長 中村 博生

記

令和 5 年度八代市一般会計補正予算（第 10 号）

令和 5 年 度

八 代 市 一 般 会 計 補 正 予 算 書

(第 1 0 号)

専決第 1 号

令和 5 年度八代市一般会計補正予算（第 1 0 号）

令和 5 年度八代市の一般会計補正予算（第 1 0 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 5 0 , 8 0 0 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 7 , 8 8 9 , 1 0 0 千円 とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 6 年 1 月 2 3 日専決

八代市長 中 村 博 生

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国庫支出金		13,853,790	550,800	14,404,590
	2 国庫補助金	4,408,208	550,800	4,959,008
補正されなかった款に係る額		53,484,510	0	53,484,510
歳 入 合 計		67,338,300	550,800	67,889,100

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 民生費		26,571,752	550,800	27,122,552
	1 社会福祉費	13,719,282	396,642	14,115,924
	2 児童福祉費	9,717,483	154,158	9,871,641
補正されなかった款に係る額		40,766,548	0	40,766,548
歳 出 合 計		67,338,300	550,800	67,889,100

第2表 繰越明許費補正

1 追 加		(単位：千円)	
款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰重点支援給付金給付事業 (均等割世帯)	396,642
	2 児童福祉費	物価高騰重点支援給付金給付事業 (こども加算)	154,158

一 般 会 計 補 正 予 算 に 関 す る 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	16,036,090	0	16,036,090
2 地方譲与税	617,000	0	617,000
3 利子割交付金	3,000	0	3,000
4 配当割交付金	38,000	0	38,000
5 株式等譲渡所得割交付金	64,000	0	64,000
6 法人事業税交付金	211,000	0	211,000
7 地方消費税交付金	2,990,000	0	2,990,000
8 ゴルフ場利用税交付金	8,100	0	8,100
9 環境性能割交付金	28,000	0	28,000
10 地方特例交付金	112,608	0	112,608
11 地方交付税	15,891,676	0	15,891,676
12 交通安全対策特別交付金	14,000	0	14,000
13 分担金及び負担金	228,404	0	228,404
14 使用料及び手数料	764,858	0	764,858
15 国庫支出金	13,853,790	550,800	14,404,590
16 県支出金	5,711,253	0	5,711,253
17 財産収入	72,434	0	72,434
18 寄附金	2,027,650	0	2,027,650
19 繰入金	1,305,652	0	1,305,652
20 繰越金	1,100,000	0	1,100,000
21 諸収入	959,585	0	959,585
22 市債	5,301,200	0	5,301,200
歳入合計	67,338,300	550,800	67,889,100

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	356,993	0	356,993	0	0	0	0
2 総務費	7,176,405	0	7,176,405	0	0	0	0
3 民生費	26,571,752	550,800	27,122,552	550,800	0	0	0
4 衛生費	4,739,008	0	4,739,008	0	0	0	0
5 農林水産業費	3,253,072	0	3,253,072	0	0	0	0
6 商工費	2,975,532	0	2,975,532	0	0	0	0
7 土木費	5,226,533	0	5,226,533	0	0	0	0
8 消防費	3,138,599	0	3,138,599	0	0	0	0
9 教育費	4,648,487	0	4,648,487	0	0	0	0
10 災害復旧費	1,461,588	0	1,461,588	0	0	0	0
11 公債費	6,979,587	0	6,979,587	0	0	0	0
12 諸支出金	790,744	0	790,744	0	0	0	0
13 予備費	20,000	0	20,000	0	0	0	0
歳 出 合 計	67,338,300	550,800	67,889,100	550,800	0	0	0

2. 歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	3,073,335	550,800	3,624,135	1 総務管理費補助金	550,800	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
計	4,408,208	550,800	4,959,008			

3. 歳出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
6 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費	1,928,308	396,642	2,324,950	396,642	0	0	0	1 報酬	635	物価高騰重点支援給付金給付事業 (均等割世帯)
								3 職員手当等	916	
								4 共済費	180	
								8 旅費	22	
								10 需用費	351	
								11 役務費	1,914	
								12 委託料	2,624	
								18 負担金補助及び交付金	390,000	
計	13,719,282	396,642	14,115,924	396,642	0	0	0			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
5 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費	0	154, 158	154, 158	154, 158	0	0	0	3 職員手当等	500	物価高騰重点支援給付金給付事業 (こども加算)
								10 需用費	177	
								11 役務費	857	
								12 委託料	2, 624	
								18 負担金補助及び交付金	150, 000	
計	9, 717, 483	154, 158	9, 871, 641	154, 158	0	0	0			

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(768) 1,066	612,532	4,117,531	2,513,449	7,243,512	1,456,522	8,700,034	
補 正 前	(767) 1,066	611,897	4,117,531	2,512,033	7,241,461	1,456,342	8,697,803	
比 較	(1) 0	635	0	1,416	2,051	180	2,231	

※ () 内は再任用短時間勤務職員及びパートタイムの会計年度任用職員（外書き）

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	管 理 職 手 当	管理職員 特別勤務 手 当	期末勤勉 手 当	退 職 手 当	住 居 手 当	地 域 手 当	単 身 赴 任 手 当	災 害 派 遣 手 当
	補 正 後	115,915	59,223	2,970	361,815	66,476	1,174	1,703,162	109,554	85,461	3,917	2,328	1,454
	補 正 前	115,915	59,223	2,970	360,685	66,476	1,174	1,702,876	109,554	85,461	3,917	2,328	1,454
	比 較	0	0	0	1,130	0	0	286	0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(67) 995		3,984,543	2,376,679	6,361,222	1,327,597	7,688,819	
補 正 前	(67) 995		3,984,543	2,375,549	6,360,092	1,327,597	7,687,689	
比 較	(0) 0		0	1,130	1,130	0	1,130	

※（ ）内は再任用短時間勤務職員（外書き）

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	管 理 職 手 当	管理職員 特別勤務 手 当	期末勤勉 手 当	退 職 手 当	住 居 手 当	地 域 手 当	単 身 赴 任 手 当	災 害 派 遣 手 当
	補 正 後	115,915	55,162	2,970	358,842	66,476	1,174	1,573,426	109,554	85,461	3,917	2,328	1,454
	補 正 前	115,915	55,162	2,970	357,712	66,476	1,174	1,573,426	109,554	85,461	3,917	2,328	1,454
	比 較	0	0	0	1,130	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(701) 71	612,532	132,988	136,770	882,290	128,925	1,011,215	
補 正 前	(700) 71	611,897	132,988	136,484	881,369	128,745	1,010,114	
比 較	(1) 0	635	0	286	921	180	1,101	

※ () 内はパートタイムの会計年度任用職員 (外書き)

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	管 理 職 手 当	管理職員 特別勤務 手 当	期末勤勉 手 当	退 職 手 当	住 居 手 当	地 域 手 当	単 身 赴 任 手 当	宿日直 手 当
	補 正 後		4,061		2,973			129,736					
	補 正 前		4,061		2,973			129,450					
	比 較		0		0			286					

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求める。

令和 6 年 2 月 26 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

専決処分した事件については、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により
下記の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 1 月 26 日
八代市長 中村 博生

記

令和 5 年度八代市一般会計補正予算（第 11 号）

令和 5 年 度

八 代 市 一 般 会 計 補 正 予 算 書

(第 1 1 号)

専決第 2 号

令和 5 年度八代市一般会計補正予算（第 1 1 号）

令和 5 年度八代市の一般会計補正予算（第 1 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 7, 7 0 0 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 7, 9 3 6, 8 0 0 千円 とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 6 年 1 月 2 6 日専決

八代市長 中 村 博 生

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
11 地方交付税		15,891,676	47,700	15,939,376
	1 地方交付税	15,891,676	47,700	15,939,376
補正されなかった款に係る額		51,997,424	0	51,997,424
歳 入	合 計	67,889,100	47,700	67,936,800

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		7,176,405	7,506	7,183,911
	1 総務管理費	5,916,205	7,506	5,923,711
5 農林水産業費		3,253,072	40,194	3,293,266
	1 農業費	2,752,852	40,194	2,793,046
補正されなかった款に係る額		57,459,623	0	57,459,623
歳 出	合 計	67,889,100	47,700	67,936,800

第2表 繰越明許費補正

1 追 加 (単位：千円)			
款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	令和6年能登半島地震支援事業 (職員派遣)	3,400
5 農林水産業費	1 農業費	令和6年能登半島地震支援事業 (置き畳)	1,794

一 般 会 計 補 正 予 算 に 関 す る 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	16,036,090	0	16,036,090
2 地方譲与税	617,000	0	617,000
3 利子割交付金	3,000	0	3,000
4 配当割交付金	38,000	0	38,000
5 株式等譲渡所得割交付金	64,000	0	64,000
6 法人事業税交付金	211,000	0	211,000
7 地方消費税交付金	2,990,000	0	2,990,000
8 ゴルフ場利用税交付金	8,100	0	8,100
9 環境性能割交付金	28,000	0	28,000
10 地方特例交付金	112,608	0	112,608
11 地方交付税	15,891,676	47,700	15,939,376
12 交通安全対策特別交付金	14,000	0	14,000
13 分担金及び負担金	228,404	0	228,404
14 使用料及び手数料	764,858	0	764,858
15 国庫支出金	14,404,590	0	14,404,590
16 県支出金	5,711,253	0	5,711,253
17 財産収入	72,434	0	72,434
18 寄附金	2,027,650	0	2,027,650
19 繰入金	1,305,652	0	1,305,652
20 繰越金	1,100,000	0	1,100,000
21 諸収入	959,585	0	959,585
22 市債	5,301,200	0	5,301,200
歳入合計	67,889,100	47,700	67,936,800

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	356,993	0	356,993	0	0	0	0
2 総務費	7,176,405	7,506	7,183,911	0	0	0	7,506
3 民生費	27,122,552	0	27,122,552	0	0	0	0
4 衛生費	4,739,008	0	4,739,008	0	0	0	0
5 農林水産業費	3,253,072	40,194	3,293,266	0	0	0	40,194
6 商工費	2,975,532	0	2,975,532	0	0	0	0
7 土木費	5,226,533	0	5,226,533	0	0	0	0
8 消防費	3,138,599	0	3,138,599	0	0	0	0
9 教育費	4,648,487	0	4,648,487	0	0	0	0
10 災害復旧費	1,461,588	0	1,461,588	0	0	0	0
11 公債費	6,979,587	0	6,979,587	0	0	0	0
12 諸支出金	790,744	0	790,744	0	0	0	0
13 予備費	20,000	0	20,000	0	0	0	0
歳 出 合 計	67,889,100	47,700	67,936,800	0	0	0	47,700

2. 歳入

(款) 11 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方交付税	15,891,676	47,700	15,939,376	1 地方交付税	47,700	
計	15,891,676	47,700	15,939,376			

3. 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	3,326,137	7,506	3,333,643	0	0	0	7,506	3 職員手当等	789	令和6年能登半島地震支援事業 (職員派遣) 6,800 (物資支援) 706
								8 旅費	6,011	
								11 役務費	706	
計	5,916,205	7,506	5,923,711	0	0	0	7,506			

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2 農業総務費	437,454	40,194	477,648	0	0	0	40,194	8 旅費	814	令和6年能登半島地震支援事業（置き畳）
								10 需用費	36,116	
								11 役務費	2,400	
								13 使用料及び賃借料	864	
計	2,752,852	40,194	2,793,046	0	0	0	40,194			

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(67) 995		3,984,543	2,377,468	6,362,011	1,327,597	7,689,608	
補 正 前	(67) 995		3,984,543	2,376,679	6,361,222	1,327,597	7,688,819	
比 較	(0) 0		0	789	789	0	789	

※ () 内は再任用短時間勤務職員 (外書き)

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	管 理 職 手 当	管理職員 特別勤務 手 当	期末勤勉 手 当	退 職 手 当	住 居 手 当	地 域 手 当	単 身 赴 任 手 当	災 害 派 遣 手 当
	補 正 後	115,915	55,162	2,970	359,631	66,476	1,174	1,573,426	109,554	85,461	3,917	2,328	1,454
	補 正 前	115,915	55,162	2,970	358,842	66,476	1,174	1,573,426	109,554	85,461	3,917	2,328	1,454
	比 較	0	0	0	789	0	0	0	0	0	0	0	0

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求める。

令和 6 年 2 月 26 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

専決処分した事件については、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

八代市名誉市民を推挙することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 2 月 7 日
八代市長 中村 博生

本市は、次の者を八代市名誉市民に推挙するものとする。

1 氏 名 八代 亜紀（本名 橋本 明代）

2 逝去年月日 令和 5 年 1 2 月 3 0 日

経 歴

昭和46年	「愛は死んでも」で歌手デビュー
昭和55年	「雨の慕情」で第22回日本レコード大賞受賞
平成10年	ル・サロン展に初入選（以降5年連続入選）
平成14年	八代亜紀と共に明日の八代をつくる会発足
平成15年	第1回八代亜紀絵画展・絵画コンクール開催
平成16年	くまもと誘友名誉大使就任
平成18年	やつしろよかこYOTTOIDE！発表
平成19年	八代よかこ大使就任
平成22年	文化庁長官表彰
平成24年	熊本県立八代清流高等学校校歌制作
	第22回くまもと県民文化賞特別賞受賞
平成27年	八代市市民栄誉賞受賞
令和 元年	世界女子ハンドボール選手権特別サポーター就任

功 績

故八代亜紀氏（以下「八代氏」といいます。）は、昭和46年（1971年）に歌手としてデビューし、昭和55年（1980年）には日本レコード大賞を受賞するなど、日本を代表する歌手として大成功を収めました。

八代氏は歌手活動だけにとどまらず、絵画にも造詣が深く、平成10年（1998年）から平成14年（2002年）までの間には、フランスの由緒あるル・サロン展に5年連続入選し永久会員となるなど、画家としても活躍されました。

八代氏は、八代亜紀と共に明日の八代をつくる会の名誉会長として、「九州国際スリーデーマーチ」での絵画展やトーク&ミニライブの開催をはじめ、本市の夏の風物詩でもある「八代くま川祭り」総踊りにも楽曲を提供いただきました。

また、平成19年（2007年）には、「八代よかところ大使」に就任いただき、本市の魅力を発信していただくなど、これらの様々な貢献に対し、平成27年（2015年）に八代市市民栄誉賞を授与しました。

さらに、八代氏はボランティア活動にも熱心で、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨による災害では、被災地での無料コンサート参加や仮設住宅訪問などで、被災者に勇気と元気を届けていただくなど、社会貢献活動も精力的に行われました。

以上のように、八代氏は芸能活動等における輝かしい功績により、歴史にその名を残されるとともに、八代市出身の類いまれな著名人であり、本市はもとより熊本県の振興に対しても多大な貢献があり、その卓越した功績はまさに八代市民の誇りであって、八代市名誉市民に推挙するに値するものです。

契約の締結について

本市は、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

記

- 1 工 事 名 (仮称) 古閑中町再建住宅整備工事
- 2 工 事 場 所 八代市古閑中町
- 3 契 約 金 額 310,169,200円
- 4 契約の相手方 熊本市南区城南町舞原195番地22
株式会社エバーフィールド
代表取締役 久原 英司

令和 6 年 2 月 26 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

本市が予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約を締結するには、八代市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

財産の取得について

本市は、下記のとおり財産を取得するものとする。

記

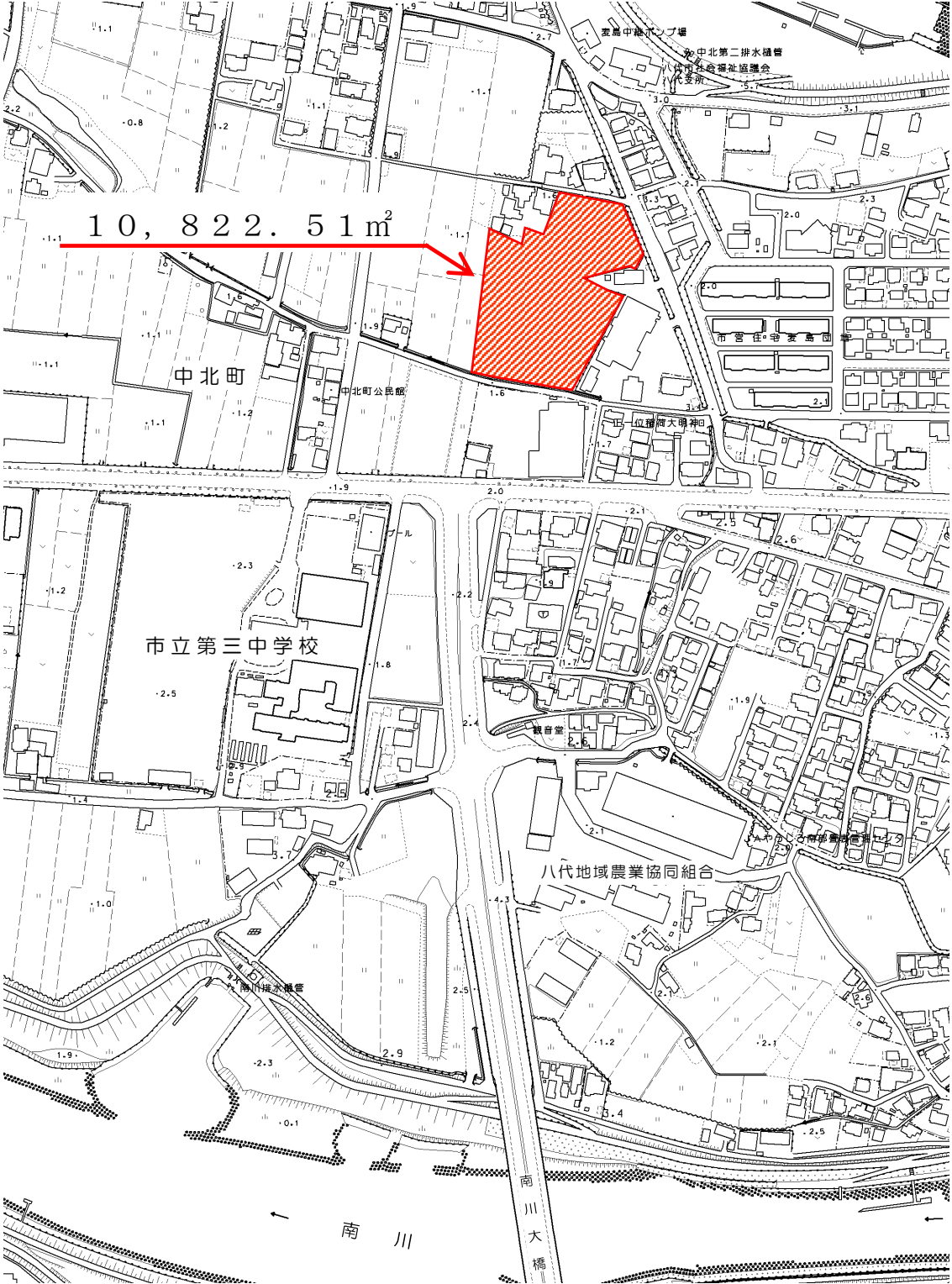
- 1 物件の所在地 八代市中北町字北牟田 3 0 7 8 番 1 外 9 筆
- 2 面 積 1 0 , 8 2 2 . 5 1 平方メートル
- 3 地 目 田、畑、池沼
- 4 取得予定価格 1 2 5 , 3 2 7 , 6 0 6 円
- 5 契約の相手方 個人 3 人

令和 6 年 2 月 2 6 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

予定価格 2, 0 0 0 万円以上で、かつ、面積が 5, 0 0 0 平方メートル以上の土地を取得するには、八代市有財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

位置図



訴えの提起について

本市は、下記のとおり訴えを提起するものとする。

記

1 当事者 原告 八代市
被告 個人 1人

2 事件名 抵当権設定登記抹消登記手続請求事件

3 請求の趣旨

(1) 被告は、原告が所有する八代市西宮町字源六 1 3 1 1 番の土地について、熊本地方方法務局八代支局大正 8 年 1 月 2 4 日受付第 4 7 5 号抵当権設定登記の抹消登記手続をせよ。

(2) 訴訟費用は、原告の負担とする。
との判決を求める。

4 事件に関する取扱い

司法書士を訴訟代理人と定める。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

本市が、訴えを提起するには、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について

八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

地方自治法の一部改正を受けて、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年八代市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第7条第4項中「除く」を「除く。次条第3項において同じ」に、「一般職給与条例第28条第4項」を「同条第4項」に改める。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条中「第9条」を「第10条」に改め、同条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条第1項中「第10条」を「第11条」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「第10条」を「第11条」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第8条 一般職給与条例第31条第1項から第3項まで及び第5項の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム職員について準用する。この場合において、同条第1項中「当該職員の基準日の属する年度の前年度」とあるのは、「当該職員の基準日の属する年度」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する一般職給与条例第31条第1項から第3項まで及び第5項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、同条第3項中「期末手当」とあるのは、「勤勉手当」と読み替えるものとする。

3 一般職給与条例第31条第1項から第3項まで及び第5項並びに前条第2項及び第3項の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム職員について準用する。この場合において、一般職給与条例第31条第1項中「当該職員の基準日の属する年度の前年度」とあるのは「当該職員の基準日の属する年度」と、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額合計額」とあるのは「それぞれの基準日前6月以内の会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の1月当たりの平均額」と、前条第2項及び第3項中「フルタイム職員」とあるのは「パートタイム職員」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（八代市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 八代市職員の育児休業等に関する条例（平成１７年八代市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項中「職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を「職員」に改める。

第８条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員」に改める。

八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

八代市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市議会議員の議員報酬の額を改定するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

八代市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成１７年八代市条例第４７号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「４９０，０００円」を「５０６，０００円」に改め、同条第２号中「４４６，０００円」を「４６０，０００円」に改め、同条第３号中「４１８，０００円」を「４３１，０００円」に改める。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

八代市長等の給与に関する条例の一部改正について

八代市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

八代市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市長等の給料月額を改定するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

八代市長等の給与に関する条例（平成１７年八代市条例第５１号）の一部を次のように改正する。

別表給料月額欄中「８９７，０００円」を「９２５，０００円」に、「７２１，０００円」を「７４４，０００円」に、「６５３，０００円」を「６７４，０００円」に、「４９０，０００円」を「５０６，０００円」に改める。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

組織機構改革に伴い、関係条例について改正を行うには、所要の条例を制定する必要がある。

組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例

(八代市部設置条例の一部改正)

第1条 八代市部設置条例（平成17年八代市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 交通安全及び防犯に関すること。

第2条第4号中イを削り、ウをイとし、エからカまでをウからオまでとする。

(八代市交通安全対策会議条例の一部改正)

第2条 八代市交通安全対策会議条例（平成17年八代市条例第202号）の一部を次のように改正する。

第6条中「市民環境部市民活動政策課」を「総務企画部危機管理課」に改める。

(八代市生活安全条例の一部改正)

第3条 八代市生活安全条例（平成20年八代市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第10条中「市民環境部市民活動政策課」を「総務企画部危機管理課」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

八代市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について

八代市水道事業の設置等に関する条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

地方自治法の一部改正に伴う引用条項の整理を行うに当たり、条例の改正が必要である。

八代市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(八代市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 八代市水道事業の設置等に関する条例（平成17年八代市条例第261号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(八代市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 八代市下水道事業の設置等に関する条例（平成26年八代市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(八代市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 八代市簡易水道事業の設置等に関する条例（令和元年八代市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

八代市有線テレビジョン放送施設等条例の一部改正について

八代市有線テレビジョン放送施設等条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

坂本地域において実施しているケーブルテレビ網を利用したインターネットサービスの提供を終了するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市有線テレビジョン放送施設等条例の一部を改正する条例

八代市有線テレビジョン放送施設等条例（平成１７年八代市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第２条中第１１号を削り、第１２号を第１１号とし、第１３号から第１８号までを１号ずつ繰り上げる。

第７条第２号中「音声告知端末機、ケーブルモデム」を「音声告知端末機」に改める。

別表第３中１ ケーブルテレビ利用料の表をケーブルテレビ利用料の表とし、２ インターネット利用料の表を削る。

別表第４減免額の欄中「追加利用料金並びにインターネット利用料の基本利用料金及び追加利用料金」を「追加利用料金」に改める。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

八代市東陽町河俣集会所条例の廃止について

八代市東陽町河俣集会所条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

八代市東陽町河俣集会所を廃止するに当たり、当該公の施設の設置及び管理に関する条例を廃止する必要がある。

八代市東陽町河俣集会所条例を廃止する条例

八代市東陽町河俣集会所条例（平成１７年八代市条例第１６４号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

八代市振興センター条例の一部改正について

八代市振興センター条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

泉支所の移転先となる八代市振興センターいずみ内の改修工事により使用できなくなる農林研修室等の使用料に関する規定を廃止するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市振興センター条例の一部を改正する条例

八代市振興センター条例（平成１７年八代市条例第１１３号）の一部を次のように改正する。

第４条中「午前８時３０分」を「午前９時」に改める。

第１４条中「センターの施設等」を「施設等」に改める。

別表第２八代市振興センターいずみの表備考以外の部分を次のように改める。

八代市振興センターいずみ

区分	午前	午後	時間外
	９時～１２時	１３時～１７時	１時間当たり
研修ホール（全体）	１，８３０円	２，４４０円	６１０円
研修ホール（Ａ）	７３０円	９７０円	２４０円
研修ホール（Ｂ）	７３０円	９７０円	２４０円
研修ホール（Ｃ）	１，１００円	１，４６０円	３６０円
診療所	１月当たり７３，３３０円		
商工会事務室・相談室	１月当たり１６，５００円		

別表第２八代市振興センターいずみの表備考中第３項及び第４項を削り、第２項を第４項とし、同表備考第１項中「、商工会事務室及び相談室」を「及び商工会事務室・相談室」に改め、同項を同表備考第３項とし、同項の前に次の２項を加える。

- １ 時間外とは、午前９時以前、午後０時から午後１時まで及び午後５時以降をいう。
- ２ 午後０時から午後１時までの利用については、その前後の時間帯における利用に支障がないと認められる場合に限り、時間外として利用の許可をするものとする。この場合において、午前から午後まで連続して利用するときにあつては、午後０時から午後１時までの利用に係る使用料を徴収しないものとする。

別表第２八代市振興センターいずみの表備考第５項中「農林研修室、特産品研究室、パッケージデザイン室、木工品試作室及び研修ホール」を「研修ホール」に、「１８時から２１時までの時間に」を「午後６時から午後９時までの時間の区分で」に、「当該時間」を「当該時間の区分」に、「各施設」を「研修ホール」に、「それぞれこの」を「この」に、「９時から１２時まで」を「午前」に改め、同表備考第６項中「農林研修室及び研修ホール」を「研修ホール」に、「２２，０００円」を「１７，０００円」に改め、別表第２八代市振興センター五家荘の表中「

区分	使用料		
	９時～１２時	１３時～１７時	時間外（１時間当たり）

」を

「

区分	午前	午後	時間外
	9 時～12 時	13 時～17 時	1 時間当たり

」に

改め、同表備考第 6 項中「18 時から 21 時までの時間に」を「午後 6 時から午後 9 時までの時間の区分で」に、「当該時間」を「当該時間の区分」に、「9 時から 12 時まで」を「午前」に改め、同項を同表備考第 8 項とし、同表備考中第 5 項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、同表備考第 3 項中「は、会議」を「を会議」に、「18 時から 21 時までの時間に」を「午後 6 時から午後 9 時までの時間の区分で」に、「当該時間」を「当該時間の区分」に、「9 時から 12 時まで」を「午前」に改め、同項を同表備考第 5 項とし、同表備考中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項を第 3 項とし、同項の前に次の 2 項を加える。

- 1 時間外とは、午前 9 時以前、午後 0 時から午後 1 時まで及び午後 5 時以降をいう。
- 2 午後 0 時から午後 1 時までの利用については、その前後の時間帯における利用に支障がないと認められる場合に限り、時間外として利用の許可をするものとする。この場合において、午前から午後まで連続して利用するときにあつては、午後 0 時から午後 1 時までの利用に係る使用料を徴収しないものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から施行日まで連続して八代市振興センターいずみの研修ホールを利用する場合における使用料の額については、改正後の別表第 2 八代市振興センターいずみの表備考第 6 項の規定は適用せず、なお従前の例による。

八代市報酬及び費用弁償条例の一部改正について

八代市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

令和 6 年 10 月から有料化される公金支出に係る銀行間手数料に係る支出を抑制するため、非常勤特別職の月額報酬の支給日を公金の定例振込日と同一日に変更するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

八代市報酬及び費用弁償条例（平成 17 年八代市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「25 日」を「20 日」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「退職」を「退職し」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 6 条中「中市長及び副市長等相当額とする。ただし、別表第 2 中第 2 項に掲げる者に係る船賃にあっては、同項に定める旅費額に相当する職務の一般職職員相当の船賃」を「の規定により市長及び副市長等に対して支給する額に相当する額」に改め、同条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とし、同条の前に見出しとして「（費用弁償）」を付し、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

第 5 条 前 3 条に定めるもののほか、報酬の支給方法は、八代市一般職の職員の給与支給の例による。

別表第 2 中「第 5 条関係」を「第 6 条関係」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

八代市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について

八代市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

漁港漁場整備法の題名の改正に伴い、引用する同法の題名を整理するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

八代市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成２４年八代市条例第４４号）の一部を次のように改正する。

第３条第２２号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

八代市景観条例の一部改正について

八代市景観条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

八代市景観計画において八代神社（妙見宮）周辺の地区を「景観重点地区」に指定することに伴い、同地区において届出が必要な行為を定めるに当たり、条例の改正が必要である。

八代市景観条例の一部を改正する条例

八代市景観条例（令和元年八代市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項に次の１号を加える。

（３）景観重点地区における次に掲げる行為

ア 建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更

イ 次に掲げる工作物の新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更

（ア）第２条第２号の規則で定める工作物

（イ）室外機、自動販売機、街路灯、カーブミラー又はバス停

ウ 土地の区画形質の変更で、変更に係る土地の面積が規則で定める面積を超えるもの又は規則で定める高さを超える擁壁を生じるもの

エ 樹高が規則で定める高さを超える木竹の伐採

オ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、その行為に係る面積が規則で定める面積を超え、かつ、規則で定める堆積の期間を超えるもの

第９条第１項に次の１号を加える。

（３）景観重点地区における行為に係る通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

八代市営住宅設置管理条例の一部改正について

八代市営住宅設置管理条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

市営住宅への入居要件の見直しを行うに当たり、条例の改正が必要である。

八代市営住宅設置管理条例の一部を改正する条例

八代市営住宅設置管理条例（平成１７年八代市条例第２２２号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「第４項」を「次項、第４項」に改め、同条第２項中「前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある」を「老人等に該当することとなる」に改め、同項に次の１号を加える。

（９）１８歳以上６０歳未満の者であって、市長が別に指定する市営住宅に入居しようとするもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

八代市空家等の適正な管理に関する条例の一部改正について

八代市空家等の適正な管理に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴う引用条項の整理を行うに当たり、条例の改正が必要である。

八代市空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例

八代市空家等の適正な管理に関する条例（令和３年八代市条例第５号）
の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「第６条第１項」を「第７条第１項」に改める。

第１０条第１項中「第７条第１項」を「第８条第１項」に改め、同条第
２項第４号中「第１４条」を「第２２条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

八代市手数料条例の一部改正について

八代市手数料条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び同法施行令の題名の改正に伴い、引用する当該法令の題名を整理するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市手数料条例の一部を改正する条例

八代市手数料条例（平成１７年八代市条例第２５７号）の一部を次のように改正する。

別表第１６備考第１項、別表第１７建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請又は変更認定申請手数料の表備考第１項及び第２項並びに別表第１７建築物エネルギー消費性能基準に関する適合認定申請手数料の表備考第１項、第３項、第４項及び第５項第１号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第１８備考第１項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表備考第４項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改める。

別表第１９備考第３項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改める。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

八代市介護保険条例の一部改正について

八代市介護保険条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年を単位とした八代市高齢者福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画の事業計画期間内における介護保険料を定めるため、条例を改正する必要がある。

八代市介護保険条例の一部を改正する条例

八代市介護保険条例（平成１７年八代市条例第１８６号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同項第１号中「３９，０００円」を「３２，７００円」に改め、同項第２号中「５８，５００円」を「４９，３００円」に改め、同項第３号中「５８，５００円」を「４９，６００円」に改め、同項第４号中「７０，２００円」を「６４，８００円」に改め、同項第５号中「７８，０００円」を「７２，０００円」に改め、同項第６号中「９３，６００円」を「８６，４００円」に改め、同項第７号中「１０１，４００円」を「９３，６００円」に改め、同項第８号中「１１７，０００円」を「１０８，０００円」に改め、同項第９号中「１３２，６００円」を「１２２，４００円」に改め、同項に次の４号を加える。

- (10) 令第３８条第１項第１０号に掲げる者 １２９，６００円
- (11) 令第３８条第１項第１１号に掲げる者 １３６，８００円
- (12) 令第３８条第１項第１２号に掲げる者 １４４，０００円
- (13) 令第３８条第１項第１３号に掲げる者 １５１，２００円

第３条第２項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に、「２３，４００円」を「１８，７００円」に改め、同条第３項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に、「２３，４００円」を「１８，７００円」に改め、同条第４項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に、「２３，４００円」を「１８，７００円」に、「５４，６００円」を「４８，９００円」に改める。

第５条第３項中「又は第８号ロ」を「、第８号ロ、第９号ロ、第１０号ロ、第１１号ロ又は第１２号ロ」に、「第８号まで」を「第１２号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の八代市介護保険条例の規定は、令和６年度以降の年度分の保険料について適用し、令和５年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例等の一部改正について

八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
等を定める条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関して従うべき
基準等として厚生労働省が定める省令が一部改正されたことに伴い、条例の
改正が必要である。

八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和3年八代市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条の4第5項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「同一施設内」を「同一敷地内」に改める。

第3条の5ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第3条の7第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第183条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第3条の22中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第3条の32第1項中「重要事項」を「重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)」に改め、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第3条の40第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「第3条の24第11項」を「第3条の24第10項」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次

の 1 号を加える。

(5) 第 3 条の 2 第 9 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 6 条第 3 項ただし書中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第 4 項中第 1 1 号を削り、第 1 2 号を第 1 1 号とし、同条第 5 項ただし書及び第 6 項中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第 7 条ただし書中「同一敷地内の他の」を「他の」に改める。

第 1 0 条中第 7 号を第 9 号とし、第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 1 7 条第 2 項第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 第 1 0 条第 6 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 2 1 条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第 2 6 条中第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 3 6 条第 2 項第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第 6 号を第 7 号とし、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 第 2 6 条第 6 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その

際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第37条の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に、「第3条の26第2項」を「第3条の36第2項」に改める。

第40条の2第1項ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第40条の8中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第40条の15第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第7号を第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 第40条の8第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第43条第1項ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第46条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第47条第1項中「同一敷地内にある他の」を「他の」に、「。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は」を「ほか」に、「としても差し支えない」を「ができるものとする」に改める。

第51条第6号中「添って」を「沿って」に改め、同号を同条第8号とし、同条中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければ

ばならない。

第52条第1項中「この条及び次条」を「この条」に改める。

第60条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第6号を第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第63条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を「介護老人保健施設」に改める。

第64条第1項中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第92条」を「第92条、第172条第3項」に改める。

第67条第2項第2号ウ中「以下」を「以下この号において」に改める。

第73条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第 7 4 条第 2 項中「具体的取組方針」を「具体的取扱方針」に改める。
第 8 6 条の次に次の 1 条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第 8 6 条の 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第 8 7 条第 2 項第 3 号から第 7 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 9 1 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に、「施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を「施設等」に改める。

第 1 0 1 条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該」を「当該」に改める。

第 1 0 5 条中第 3 項を第 8 項とし、第 2 項を第 7 項とし、第 1 項の次に次の 5 項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

（1）利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

（2）当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号）第 6 条第 1 7 項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第107条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第108条中「及び第84条」を「、第84条及び第86条の2」に改める。

第110条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、同号ア中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第129条において準用する第86条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第111条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第127条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協

力医療機関を定めるように努めなければならない

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第128条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第129条中「及び第80条」を「、第80条及び第86条の2」に改める。

第131条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に、「限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る）」を「限る」に改める。

第132条第1項第6号中「医療法」を「医療法（昭和23年法律第205号）」に改める。

第145条の2中「医師」を「医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第146条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第147条第5号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定す

る」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第152条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号に掲げる要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次の後段及び各号を加える。

この場合においては、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号に掲げる要件を満たすことができる。

- （1）入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- （2）当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- （3）入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第152条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第156条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第157条中「及び第34条第1項から第4項まで」を「、第34条第1項から第4項まで及び第86条の2」に改める。

第167条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。
- 第169条中「第4項まで」を「第4項まで、第86条の2」に改め

る。

第 171 条第 7 項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とする。

第 172 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に、「施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 7 項各号に掲げる施設等」を「施設等」に改める。

第 177 条第 1 号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第 11 号を第 12 号とし、第 7 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第 181 条第 2 項第 3 号及び第 6 号から第 9 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 182 条中「及び第 86 条」を「、第 86 条及び第 86 条の 2」に改める。

第 183 条第 1 項中「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を「電磁的記録」に改める。

（八代市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第 2 条 八代市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和 3 年八代市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第 9 条第 2 項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による

改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第10条第1項中「同一敷地内にある他の」を「他の」に、「。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は」を「ほか」に、「としても差し支えない」を「ができるものとする」に改める。

第11条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第90条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第27条第4号中「第5条第2項」を「第5条第4項」に改める。

第32条第1項中「重要事項」を「重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第6号を第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3）第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

（10）指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

（11）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所

に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を「介護老人保健施設」に改める。

第45条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第62条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第 6 2 条の 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第 6 3 条第 2 項第 3 号から第 7 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 7 1 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に、「施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「施設等」に改める。

第 7 8 条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該」を「当該」に改める。

第 8 2 条中第 3 項を第 8 項とし、第 2 項を第 7 項とし、第 1 項の次に次の 5 項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

（1）利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

（2）当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号）第 6 条第 1 7 項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わ

なければならない。

- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第84条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第85条中「及び第60条」を「、第60条及び第62条の2」に改める。

第90条第1項中「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を「電磁的記録」に改める。

（八代市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

- 第3条 八代市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和3年八代市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に、「事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を「事業所」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第3条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主

任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。
ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 当該管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 当該管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第4条第2項中「利用申込者」を「利用者」に改め、同条第3項中「担当職員」を「当該利用者に係る担当職員(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)」に改め、同条第4項中「技術を使用する」を「技術を利用する」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第33条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第10条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第11条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第12条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第4号中「次章」を「次章(第30条第29号を除く。)」に改める。

第21条第1項中「重要事項」を「重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)」に改め、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第28条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、

同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第30条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（同条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第30条第2号の次に次の2号を加える。

(2) の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2) の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第30条第16号ア中「3月につき1回、サービスの評価期間が終了する月に1回その他利用者の状況に著しい変化があるごとに、利用者の居宅を訪問し」を「起算して3月に1回」に改め、同号中ウをオとし、同号イ中「月」を「月（ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」に改め、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下このイにおいて単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するこ

と。

第30条に次の1号を加える。

- (29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第33条第1項中「第32条」を「前条」に、「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を「電磁的記録」に改める。

（八代市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 八代市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（令和3年八代市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第4項中「法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター」を「地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）」に改める。

第2条第2項中「が35」を「の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第13条第26号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第3条第3項第2号中「管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所と同一敷地内にある」を「管理者が」に、「当該指定居宅介護支援事業所」を「その管理する指定居宅介護支援事業所」に改める。

第4条第2項中「利用申込者」を「利用者」に、「こと、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総

数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等」を「こと等」に改め、同条中第8項を第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第31条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第13条第2号の次に次の2号を加える。

（2）の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

（2）の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第13条第13号の2中「医師若しくは歯科医師」を「医師等」に改め、同条第14号ア中「1回、利用者の居宅を訪問し」を「1回」に改

め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アに規定する面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第13条第26号中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改める。

第22条第1項中「重要事項」を「重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第29条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第13条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第31条第1項中「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を「電磁的記録」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、令和7年4月1日から施行する。

- (1) 第1条中八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第3条の32に1項を加える改正規定
- (2) 第2条中八代市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第32条に1項を加える改正規定
- (3) 第3条中八代市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第21条に1項を加える改正規定
- (4) 第4条中八代市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第22条に1項を加える改正規定
(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第73条第7号及び第177条第7号並びに第2条の規定による改正後の八代市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第53条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第3条 施行日から令和9年3月31日までの間における新地域密着型サービス基準条例第86条の2（新地域密着型サービス基準条例第108条、第129条、第157条、第169条及び第182条において準用する場合を含む。）及び新地域密着型介護予防サービス基準条例第62条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第85条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

第4条 施行日から令和9年3月31日までの間における新地域密着型サービス基準条例第152条第1項（新地域密着型サービス基準条例第169条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

八代市立鏡第二保育園の八代市立鏡保育園への統合に伴い、条例の改正が必要である。

八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
八代市立保育園の設置及び管理に関する条例（平成１７年八代市条例第
１６７号）の一部を次のように改正する。
別表八代市立鏡第二保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

八代市教育委員会委員の報酬及び費用弁償条例の一部改正について

八代市教育委員会委員の報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

令和 6 年 10 月から有料化される公金支出に係る銀行間手数料に係る支出を抑制するため、教育委員会委員の月額報酬の支給日を公金の定例振込日と同一日に変更するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市教育委員会委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

八代市教育委員会委員の報酬及び費用弁償条例（平成１７年八代市条例第４８号）の一部を次のように改正する。

第６条を削る。

第５条の前の見出しを削り、同条第１項中「委員は、」を「委員が」に改め、同条第２項中「、招集」を「招集」に改め、同条を第７条とし、同条に見出しとして「（費用弁償）」を付し、第４条の次に次の２条を加える。

第５条 報酬は、毎月２０日に支給する。ただし、市長が別に支給日を定めた場合は、この限りでない。

第６条 第２条から前条までに定めるもののほか、報酬の支給方法は、八代市一般職の職員の給与支給の例による。

別表中「第５条関係」を「第７条関係」に改める。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

八代市心身障害児童生徒就学指導委員会条例の一部改正について

八代市心身障害児童生徒就学指導委員会条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

八代市心身障害児童生徒就学指導委員会の名称を変更し、及び所掌事務に関する規定の整理を行うに当たり、条例の改正が必要である。

八代市心身障害児童生徒就学指導委員会条例の一部を改正する条例
八代市心身障害児童生徒就学指導委員会条例（平成１７年八代市条例第
７３号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

八代市教育支援委員会条例

第１条中「八代市立の小学校、中学校及び特別支援学校（以下「小・中学校及び特別支援学校」という。）における心身に障害を有する児童生徒に対する」を「心身に障がいのある児童生徒等（心身の障がいその他の事由により就学について支援が必要な児童生徒及び就学予定者をいう。以下同じ。）の」に、「就学指導及び教育」を「就学を図るとともに就学後も一貫した支援」に、「八代市心身障害児童生徒就学指導委員会」を「八代市教育支援委員会」に改める。

第２条を次のように改める。

（所掌事務）

第２条 委員会は、八代市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、市内に住所を有する心身に障がいのある児童生徒等の適切な就学及び教育的支援について調査し、及び審議する。

第３条第２項中「前項の委員」を「委員」に、「次の各号」を「次」に、「委嘱する」を「委嘱し、又は任命する」に改め、同項第１号及び第２号中「小学校」を「八代市立の小学校」に改める。

第４条の見出しを「（委員長及び副委員長）」に改め、同条第１項中「会長」を「委員長」に改め、同条第２項中「副会長」を「副委員長」に、「前条第２項各号に掲げる委員」を「委員」に、「会長が」を「委員長が」に改め、同条第３項中「会長」を「委員長」に改め、同条第４項中「副会長」を「副委員長」に、「、会長」を「、委員長」に改める。

第５条第１項中「会長」を「委員長」に改める。

第６条第１項中「置く」を「置くことができる」に改め、同項第２号を次のように改める。

（２）就学支援専門委員会

第７条第１項中「前条の専門委員会」を「専門委員会」に改め、同条第２項中「前項の専門委員会」を「専門委員会」に、「教育委員会で」を「教育委員会が」に改める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この条例の施行の際現に改正前の第３条第２項の規定により委嘱されている八代市心身障害児童生徒就学指導委員会（以下「旧委員会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の第３条第２

項の規定により八代市教育支援委員会（以下「新委員会」という。）の委員に委嘱し、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱し、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、同日における旧委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の第4条第1項又は第2項の規定により選任された旧委員会の会長又は副会長である者は、それぞれ、この条例の施行の日に改正後の第4条第1項又は第2項の規定により新委員会の委員長又は副委員長として選任されたものとみなす。

八代市立学校統合等審議会条例の一部改正について

八代市立学校統合等審議会条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

八代市立学校統合等審議会の調査審議内容を変更し、並びにこれに伴い審議会の名称及び委員の委嘱対象を変更するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市立学校統合等審議会条例の一部を改正する条例

八代市立学校統合等審議会条例（平成１７年八代市条例第６２号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

八代市立学校再編等審議会条例

第１条中「及び特別支援学校の統合等」を「、義務教育学校及び特別支援学校の再編等」に、「八代市立学校統合等審議会」を「八代市立学校再編等審議会」に改める。

第８条を第９条とする。

第７条中「教育委員会学校教育課」を「教育委員会未来の学校づくり推進室」に改め、同条を第８条とする。

第６条第２項中「きない」を「できない」に改め、同条を第７条とし、第５条を第６条とし、第４条を第５条とする。

第３条第２項中「職にある者」を「者」に改め、同項第１号から第４号までを次のように改める。

- （１）八代市ＰＴＡ連絡協議会を構成する者
- （２）八代市まちづくり協議会を構成する者
- （３）八代市市政協力員協議会を構成する者
- （４）八代校長会を構成する者

第３条第３項中「統合等」を「再編等」に改め、同条を第４条とする。

第２条中「小学校、中学校及び特別支援学校の統合、分離、廃止及び通学区域変更（以下「統合等」という。）」を「再編等」に改め、同条を第３条とし、第１条の次に次の１条を加える。

（定義）

第２条 この条例において「再編等」とは、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の統合、分離、廃止及び新設並びに通学区域の変更をいう。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

八代市企業振興促進条例の一部改正について

八代市企業振興促進条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

日本標準産業分類の改定に伴い、奨励措置等の対象とする分類項目を整理するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市企業振興促進条例の一部を改正する条例

八代市企業振興促進条例（平成１７年八代市条例第１００号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号ア中「平成２５年総務省告示第４０５号」を「令和５年総務省告示第２５６号」に、「水道業を」を「送配電業、電気小売業、電気卸供給業、ガス小売業及び水道業を」に改める。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

八代市民俗伝統芸能伝承館条例の一部改正について

八代市民俗伝統芸能伝承館条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

八代市民俗伝統芸能伝承館の観覧料の無料化を実施するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市民俗伝統芸能伝承館条例の一部を改正する条例

八代市民俗伝統芸能伝承館条例（令和３年八代市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「は、別表第１に定める観覧料を納めなければならない」を「の観覧料は、無料とする」に改め、同条第２項を削る。

第１１条第１項中「別表第２」を「別表第１」に改める。

第１２条の見出し中「観覧料等」を「使用料」に改め、同条中「観覧料及び使用料（以下「観覧料等」という。）」を「使用料」に改める。

第１３条（見出しを含む。）中「観覧料等」を「使用料」に改める。

第１７条第３項中「別表第３」を「別表第２」に改める。

別表第１を削り、別表第２を別表第１とし、別表第３を別表第２とする。

附 則

この条例は、令和６年７月１日から施行する。

八代市漁港管理条例の一部改正について

八代市漁港管理条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

漁港漁場整備法の一部改正に伴い、引用する改正後の同法の題名を整理し、及び新たに創設される漁港施設等活用事業に係る占用料に関する規定を整備するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市漁港管理条例の一部を改正する条例

八代市漁港管理条例（平成１７年八代市条例第１５２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第１４条第１項中「採取又は」を「採取若しくは」に、「受けた者」を「受けた者又は法第４３条第４項に規定する認定計画実施者（法第４４条第１項に規定する認定計画において法第４２条第２項第２号及び第３号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第５０条第１項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」に改め、同項ただし書中「同条第４項」を「法第３９条第４項」に改める。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

